

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

入札説明書 新旧対照表

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a.	項目等	修正前	修正後
1									-	「資料1 本事業の契約対象」を追加

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

様式集(入札書類審査) 新旧対照表

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	修正前	修正後
1		H-1					「2. 施設計画の概要」分類名:地域振興機能	「2. 施設計画の概要」分類名:地域連携機能
2		J-2	1	(1)		「本施設(非収益施設)の維持管理業務に係る業務委託料	令和5年度の解答欄:(斜線により)記入不可	令和5年度の解答欄:記入可
3		J-2	1	(2)		「国整備施設」の維持管理業務に係る業務委託料	令和5年度の解答欄:(斜線により)記入不可	令和5年度の解答欄:記入可
4		J-2	2	(1)		運営業務に係る業務委託料	令和5年度の「② 地域振興施設運営業務」解答欄:(斜線により)記入不可	令和5年度の「② 地域振興施設運営業務」解答欄:記入可
5		J-2				注釈	—	・令和5年度までの歴史文化コーナーの映像等の制作費は、「②地域振興施設運営業務」に記載してください。

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業

基本協定書(案) 新旧対照表

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1	○		4	9	1		(基本契約不調の場合の処理)	市と事業予定者との間で基本契約の締結に至らなかった場合には、第6条第5項から第7項まで及び第11条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び事業者予定者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び落札者グループは、相互に債権債務関係が生じないものとする。	市と事業予定者との間で基本契約の締結に至らなかった場合には、第6条第9項から第11項まで及び第11条に規定する金額を請求する場合を除き、事由の如何を問わず、本基本協定に別段の定めがない限り、市及び事業者予定者が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び落札者グループは、相互に債権債務関係が生じないものとする。
2	○		5	10	1		(有効期間)	本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第5項から第7項まで、第9条、第11条、第12条及び第14条の規定の効力は存続するものとする。	本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第9項から第11項まで、第9条、第11条、第12条及び第14条の規定の効力は存続するものとする。
3	○		5	10	2		(有効期間)	本基本協定の終了後も、第6条第5項から第7項まで、第9条、第11条、第12条及び第14条の規定の効力は存続するものとする。	本基本協定の終了後も、第6条第9項から第11項まで、第9条、第11条、第12条及び第14条の規定の効力は存続するものとする。
4	○		5	11	1		(談合等の不正行為に係る損害の賠償)	市は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、基本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、落札者グループのいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者との間で基本契約等を締結しないことができる。	市は、第6条第1項から第6項の規定にかかわらず、基本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、落札者グループのいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業予定者との間で基本契約等を締結しないことができる。